

平成 22 年度第 4 四半期検体（あらめ）ヨウ素 131 検出に係る経緯について

- 3 月 28 日 採取（漁業者による）
- 3 月 29 日 〔中電〕漁協よりあらめを受け取り
- 4 月 1 日 〔中電〕あらめ（ヨウ素）の測定を開始
- 4 月 4 日 〔中電〕ヨウ素 131 の検出を確認
〔中電〕採取後に大気中からヨウ素 131 が付着した可能性が否定できない、と判断し、あらめの再採取を検討、依頼
- 4 月 6 日 〔中電〕あらめの再採取
〔中電〕前処理（水洗い）後、測定開始
- 4 月 7 日 〔中電〕ヨウ素 131 検出されず
- 5 月 2 日 〔中電〕原子力環境センターに連絡、測定結果の取り扱いについて相談
・試料採取後の大気中からの付着と判断し、再採取の結果を正式データとして採用するとの共通認識を中電内で持っていたため、原子力環境センターへの連絡は技術会報告書作成段階の 5 月頭に初めて行われた。
その際に、データの取り扱いについては測定技術会で検討してはどうかとの意見があった。
- 5 月 11 日 〔県〕 臨時測定技術会()開催。以下を基に、大気中からの付着の有無、結果の取扱いを判断することとなった。
・島根県原子力安全顧問の意見を伺う
- 5 月 17 日 〔県〕 顧問意見聴取（阿部顧問、鈴木顧問）
《顧問のご意見（概要）》
・大気中からの付着の可能性を否定は出来ないが、検出量は極微量であり、特定は困難。
・ヨウ素 131 が検出されたという判断で差しつかえない。
・検出された量は非常に低く、健康に問題はない。
- 5 月 23 日 〔県〕 技術会環境放射線部会長により、「あらめの測定結果は、検出されたとして取り扱う」との結論づけがなされた
- 5 月 27 日 〔県〕 プレス発表（予定）

()測定技術会；モニタリングデータの分析評価を行う機関